

令和7年度グリーン・ツーリズム実践者による企画事業実施要領

長崎県グリーン・ツーリズム推進協議会

1 目 的

農林漁業体験の集客力アップにつながる事業計画を、会員からの企画提案により募集し、採択事業の実施による県内実践者の受け入れ体制の強化、実践者組織の交流人口（体験者数、宿泊者数）の増加を目的とする。

2 内 容

（1）事業実施主体

長崎県グリーン・ツーリズム推進協議会のB会員団体およびB会員個人とする。

（2）対象事業

地域ならではの資源を活用した収益性の高い体験プログラム作りや、観光業との連携システムの構築など、農林漁業体験の集客力アップにつながる事業として次のテーマのいずれかを選択し、次年度以降も継続できる事業を対象とする。

- ①オフシーズン対策
- ②外国人客誘致対策
- ③フリー（集客力アップにつながる事業）

（3）事業対象期間

交付決定日から原則として、令和9年2月28日（日）までとする。

※ただし、当該年度でやむを得ない事情により交付決定前に着手する必要がある場合は、企画事業交付決定前着手届（様式第8号）を提出するものとする。

（4）応募方法

次の応募書類を作成の上、事務局まで提出する。

- ①企画事業応募申請書（様式第1号）
- ②企画事業計画書（様式第2号）
- ③企画事業収支予算書（様式第3号）

（5）応募書類提出

提出期限：令和8年2月27日（金）

提 出 先：〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

長崎県農山村振興課内長崎県グリーン・ツーリズム推進協議会事務局

（6）採択事業の選考

幹事で構成される審査会により採択事業を決定する。

なお、審査に当たっては、審査会において応募者から事業計画の説明を受け質疑を行う。

（7）採択件数、予算額

1件程度（1件当たり20万円を助成の上限とする。）

(8) 審査方法

(ア) 審査手順

①応募者から提出された応募書類を審査会前に幹事へ配布。

②審査会において、応募者から事業計画の説明を受け、質疑を行う。

(説明10分、質疑20分程度)

なお、審査会に出席する応募者の旅費は1名分を協議会が負担する。

③審査は、各幹事の個別評点を集計し、平均評点が60点以上のもののうち、上位3件を採択事業として決定する。ただし、決定に際しては、他の補助事業での対応可能性や当該事業実施主体の過去の採択実績を加味するものとする。

(イ) 審査基準

内 容 と 考 え 方		配点
A 事業内容について		60
① 農林漁業体験の集客力アップにつながる事業内容であること。		12
② 地域が持つ資源を有効に活用した特色ある事業であること。		12
③ 集客対象が妥当であること。		12
④ 実施スケジュールや実施方法に無理がないこと。		12
⑤ 企画事業助成金に加え、自己資金等も含めた総事業経費の見積が妥当であること。		12
B 事業効果について		40
① 受入体制の強化や交流人口（体験者数、宿泊者数）の拡大が見込めること。		20
② 一過性のものでなく、事業終了後においても継続的な取組が見込めること。		20
合 計 (A+B)		100

(9) 事業報告

事業終了後1ヵ月以内に次の書類を事務局へ提出する。

①企画事業実績報告書（様式第4号）

②企画事業実績書（様式第5号）

③企画事業収支精算書（様式第6号）

(10) 助成費の請求

(9)の事業報告と併せて助成費の請求書（様式第7号）を事務局に提出する。
特に必要があると認めるときは、助成費を概算払又は前金払により交付することが可能であり、その場合においても請求書（様式第7号）を事務局に提出する。

3 留意事項

事業は、実施主体が自主的に実施するものとする。

また採択された事業の実施主体は、次年度総会において報告発表を行うこととし、県ホームページにおいても公表するものとする。